

今回のテーマ：普段と違う通勤経路の事故は労災になるのか？

Q.台風などが起こった場合、従業員は普段とは違う通勤経路で出社します。その場合、万が一事故を起こした場合、通勤災害の対象になるのでしょうか？

A. 今回のようなご質問は、よくあります。「会社に届け出ている通勤方法や通勤経路と違う通勤方法の場合、労災は適用されますか？」などです。

通勤災害が認められる通勤とは「就業に関連して住居と就業の場所との間を合理的な経路及び方法により往復する行為」を言います。ゆえに「合理的な経路及び方法」に該当するなら、会社に届け出ている方法と違ってても労災は適用されます。

ところで合理的な経路とは「住居と事業所間を往復する場合に一般に労働者が用いるものと認められる経路」を指し、通勤のために通常利用する経路であれば、“複数あったとしても” それらの経路はいずれも合理的な経路となります。基本的には、合理的な理由もなく、著しく遠回りとなる経路をとる場合でない限り、道路工事やデモ行進など当日の交通事情のために迂回して取る経路等も合理的な経路とされます。

また、合理的な方法については、公共交通機関の利用や自動車・自転車等を使用する場合等、通常用いられる交通方法を平常時に用いているかどうかに関係なく、一般に合理的な方法なら問題ありません。

ゆえに今回の場合、よほどのことがない限り、通勤労災は適用されます。

「合理的な経路及び方法」なら、通勤労災は適用される！

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

一般社団法人滋賀県トラック協会 労務顧問
糀谷社会保険労務士事務所 代表 糀谷 博和
〒520-2331 滋賀県野洲市小篠原1205
湖東ビル 2階 2-2号室
TEL 077-518-1960
FAX 077-586-7481
E-mail kojitani@ams.odn.ne.jp
HP <http://www.office-kojitani.com/>



・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

執筆者プロフィール

滋賀県内外約400社の企業を指導する中で培った人事労務の実務経験をベースにしたセミナーは分かりやすく、実践的であると大好評。最近では、「マイナンバーセミナー」にて新聞・テレビなど、多くのマスコミの取材を受ける。セミナーはもちろん、雑誌への執筆なども積極的に行っている。

日本経営協会、商工会議所、商工会、大学などで、年間約80回以上のセミナーを行う。

労務相談はお気軽に協会までご連絡ください！